

児童扶養手当と 特別児童扶養手当の支給

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父または母がいない児童を養育している家庭などを対象とし、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が重度の障がいの状態（年金の障がい等級の1級程度）にある児童
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（母）が、母（父）の申し立てにより保護命令を受けた児童

手当の額

○ 対象児童1人
全部支給の場合
月額 46,690円

○ 対象児童1人
一部支給の場合
月額 46,680円から
11,010円

◆ 対象者

次の5項目などいずれかに該当する、18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している父（母）または養育者。
① 父母が婚姻を解消した児童

※2人目以降は、1人につき最大11,030円を加算。
※要件を満たしている方で、手当を受給されていない方はお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得		配偶者および 扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年の8月分から翌年7月分までの手当の支給の要否を判断します。（表B参照）

◆ 対象者

精神または身体に政令で定める程度（国民年金法1級および2級に相当）の障がいがある20歳未満の児童を養育している父（母）または養育者。

◆ 手当の額

《1級》月額 56,800円
《2級》月額 37,830円
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

● 現況届、所得状況届の提出

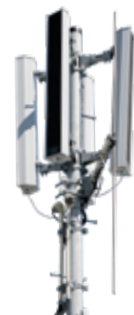
8月上旬に役場福祉課から「現況届」および「所得

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および 扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

状況届」を送付しますので児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月29日（金）までに、特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月10日（水）までに提出してください。
これらの届けは、手当を引き続き受ける要件があるかを確認するもので、提出されないと、8月分以降の手当が支給できなくなりますので、ご注意ください。
▼ 詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



40 歳から 74 歳の国民健康保険へ加入されている方へ

人間ドックを受けた費用の一部を助成

町では、病気の早期発見、早期治療のため、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者の方を対象に、人間ドックを受診した費用の一部を助成しています。

【対象者】

- ・国民健康保険被保険者で、特定健康診査の対象者
- ・人間ドックの検査結果、質問票の提供に同意する方
- ・今年度、特定健康診査を受診していない方
- ・今年度、職場健診を受診していない方
- ・国民健康保険税の滞納がない方

【助成金額】 上限 5,000 円

【申請期限】 令和 8 年 3 月 13 日（金）

【助成の対象】

- ・高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する健診項目をすべて満たすこと
- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に受診した人間ドックの費用であること

【申請方法】

特定健康診査受診券・質問票、人間ドック検査結果、領収書、国民健康保険の資格がわかるもの（保険証・マイナ保険証・資格確認書）を持参のうえ、役場福祉課窓口にて申請。
▶ 詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

40 歳から 74 歳の国民健康保険へ加入されている方へ

職場健診の結果提供による記念品の進呈

町では、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者の方で、令和 7 年 4 月 1 日以降に実施した職場健診の検査結果を提供いただいた方に、クオカード 1,000 円分を進呈します。

【対象者】

- ・国民健康保険被保険者で、特定健康診査の対象者
- ・今年度、特定健康診査を受診していない方
- ・今年度、人間ドックによる費用助成を受けていない方
- ・職場で健康診査を受けている方
- ・検査結果に必要な検査項目が含まれている方

【必要な検査項目】

- ① 身体測定、② 血圧、③ 血中脂質検査、④ 血糖検査、⑤ 肝機能検査、⑥ 腎機能検査、⑦ 尿酸、⑧ 貧血検査、⑨ 尿検査、⑩ 心電図検査、⑪ その他（医師の所見など）

【申請方法】

特定健康診査受診券・質問票・結果表、国民健康保険の資格がわかるもの（保険証・マイナ保険証・資格確認書）を持参のうえ、役場福祉課窓口にて申請。
【申請期限】 令和 8 年 3 月 13 日（金）
▶ 詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

日々の防災対策のひとつとして

防災行政無線が電話で確認できます !!

町では、自宅電話や携帯電話からフリーダイヤルにより、防災行政無線放送の内容を確認できるシステム（音声応答装置）を導入しています。放送の内容を確認したいときは、フリーダイヤルで同じ放送を聞くことができます。

フリーダイヤル

☎ 0120-334-119

▶ 詳しくは、役場防災対策課（☎33-0335）までお問い合わせください。